

森のせんせい登録要領

(登録制度の目的)

第1 県民やさまざまな主体の参画による森林環境教育・木育活動（以下「森林環境教育活動」という。）を進めるため、森林や自然環境に関する学習の指導者を「森のせんせい」として登録し、活動内容等の情報を学校や関連施設に提供することで、指導者と森林環境教育を望む場と機会拡大することを目的とする。

(登録の対象となる団体および個人)

第2 登録の対象は、小学校等で各種の森林環境教育の実践に携わることができる団体および個人で、次の項目を満たすものとする。

(1) 次にあげるいずれかの指導が可能であること。

①森林の機能やはたらき、森林・林業の歴史や伝承、木材利用、木工体験（竹材等も含む）、木育、間伐体験、学校林整備活動、里山整備活動、植物・樹木観察、野生生物・昆虫観察など。

(2) 次の資格要件のいずれかに該当していること。

①森林や自然に関する資格者(別紙1)又は講座受講者で、これまでに上記(1)の①にあたる森林環境教育を実施したことのある個人。

②森林環境教育活動の実績のあるNPO法人または団体。

③林業家、森林組合、認定林業事業体、木材組合連合会、木材流通加工業者、素材生産者、建築業者、林業研究会などの森林・林業関係者及び団体。

(登録)

第3 登録を受けようとする団体および個人は、登録申請書（様式1）に下記の書類を添付してみえ森づくりサポートセンター長（以下「センター長」とする）あて提出するものとする。

(1) 登録申請書添付書類

①資格証等の写し

②活動実績等の分かる資料

2 センター長は、前項の登録申請書を受理したときは、その内容を確認のうえ、申請のあった団体および個人を森のせんせいとして登録する。

3 登録の有効期間は、登録した年度の3月31日までの間とする。

(登録の更新)

第4 登録者は、有効期間の満了に伴い登録を更新しようとする場合は、登録更新意向確認書（様式2）を有効期間満了日までにセンター長あて提出するものとする。

2 更新に伴う登録の有効期間は、翌年度の3月31日までとする。

3 意向確認書の提出が無い場合、または、更新しない意向が確認された場合は、登録を抹消するものとする。

(登録者情報の取扱い)

第5 登録者の情報については、次のとおり取り扱うものとする。

(1) 市町教育委員会、小中学校、県有森林公園指定管理者から依頼があった場合等には必要に応じて登録者の情報を提供する。

(2) みえ森づくりサポートセンターのホームページにより登録者の氏名または団体名、資格、活動内容、活動地域について公開する。また、登録者が所有するホームページにおいて活動の内容が紹介されている場合は、そのアドレスを公開する。

(3) 上記の(2)の情報公開については、登録者に公開の可否を確認して行うものとする。

(4) 上記以外の情報公開は原則行わないものとする。

(5) センター長は、登録者を対象とした研修等のほか、森林環境教育に関する研修やイベント等について、必要に応じて登録者へ案内するために登録者情報を活用することができる。

(6) センター長は、登録者のうち、学校や地域の活動において、中心となって企画・運営を行うことが可能な登録者については、必要に応じて「森のせんせいリーダー」として協力を求めることができる。

(登録内容の変更または抹消)

第6 登録者が、登録内容の変更または抹消を求める場合は、登録の変更・抹消申請書（様式3）をセンター長あて提出するものとする。

2 センター長は、前項の提出があった場合には、すみやかに登録内容を変更または抹消し、情報を周知するものとする。

3 センター長は、森林環境教育活動等において、森のせんせいとしての不適切な事案等が確認された場合には、登録を抹消することができるものとする。

附則

1 この要領は、平成28年4月1日より適用する。

2 この要領を、改元にともない令和元年5月1日より一部改正する。

3 この要領を、令和2年7月17日より一部改正する。

別紙 1

森林・自然系の資格又は講座一覧表

1. プロジェクトワイルドエデュケーター
2. 森林インストラクター
3. インタープリター
4. PLT（プロジェクト・ラーニング・ツリー）ファシリテーター
5. CONEリーダー
6. ネイチャーゲームリーダー
7. LEAFインストラクター
8. 自然観察指導員
9. 樹木医
10. 技術士（森林部門）
11. 林業士
12. 林業普及指導員
13. 木育インストラクター
14. 森の名手・名人
15. 地域の森林・木の文化伝承（語り部）
16. その他森林や自然の学習に関する資格や講座修了者
17. 建築士

（その他の講座・資格については、内容の分かる資料を添付すること）

※順不同